

明治以降の上賀茂社家町における水路網と池の変遷*

林 倫子** 林 孝弥*** 出村 嘉史**** 川崎 雅史*****

By Michiko HAYASHI, Takaya HAYASHI, Yoshifumi DEMURA, Masashi KAWASAKI

概要

本研究では、京都市北区上賀茂神社社家町に配置された水路網の歴史性に着目し、明治以降の水路網と池の変遷を明らかにするために、住民へのヒアリング調査と地図の読み取り調査を行った。その結果、過去に水路網から取水していたまたはその可能性のある池を48箇所確認し、そのうちの7箇所については近代以降に新設されたことを確認した。またエリアごとの水路とそれを引き込む池の特色を示し、それらが水路と池の変容過程に与えた影響について考察した。

1. はじめに

京都市北区の賀茂別雷神社（以下上賀茂神社と表記）社家町は、賀茂川の分流である明神川とその水を取り込んだ池をもつ伝統的な社家様式の邸宅で知られる。しかし明神川の水が水路網を通じて社家町に広く行き渡っていたこと、そしてその水を取り込んだ池が社家町内に広く分布していたことはあまり知られていない。

この水路網は、中世からの歴史をもつ上賀茂の基軸となる水利施設であり、社家町の形成に大きく影響したものと推測される。また水路網に付随する洗い場や池群は、上賀茂独自の景観を構成する要素である。しかし日本の多くの都市が直面しているように、社家町とその周辺の水環境は大きく変化しており、水路や池、洗い場などが失われつつある。更に水路が区間ごとに民地・水路・道路側溝と異なる形で管理されていること、また池は全て民地内に存在していることから、これらを体系的に記述した資料や研究が存在しなかった。そこで、水路網の歴史的価値を明らかにし、将来的な水辺景観保全の指針を示すための基礎的な資料として、水環境の履歴と変化の要因を体系的にまとめる必要があると考えた。

以上のような背景から本研究では、住民へのヒアリング調査と地図の読み取り調査を通じて、上賀茂社家町の明治以降の水路網と池の変遷を明らかにすることを目的とする。

2章では、近世以前の広域的な灌漑システムの中での社家町の水路網の位置づけを示す。3章では、各調査結果を用いて近代以降の水路網と池の変遷をまとめ、4章でその結果について考察する。

*keywords : 社家町, 水路網, 池

**学生員 京都大学大学院工学研究科 博士後期過程
(〒615-8540 京都市西京区京都大学桂 CI-1-208)

***正会員 修士 東邦ガス株式会社

****正会員 博士(工) 京都大学大学院工学研究科 助教

*****正会員 博士(工) 京都大学大学院工学研究科 教授

2. 広域的な水利用からみる社家町内の水路網の位置づけ

賀茂社の創建は平安以前とされており、また賀茂氏の支配者であり後の社家の系譜へつながる賀茂県主は734(天平6)年には既に現在の社家町岡本あたりに居住していたとされるが¹⁾、社家町内の水路網の成立に関する資料は現在確認されていない。ただし、水路網の基軸である明神川は周辺農地への通水においても重要な水路であることから、集落内での水利用の歴史と周辺農地での灌漑の歴史は不可分であろうと推察される。

清水²⁾が指摘したように、上賀茂神社は明治に至るまで賀茂川の水利権を掌握しており、賀茂川流域に展開していた中世の賀茂六郷を社領として支配していた。社家町の下流、賀茂川と高野川に挟まれたデルタ地帯には、中世当時岡本郷と中村郷の農地が広がっていたが、当時の検地帳を復元した須磨³⁾の成果によると、その農地範囲は明治のそれとほぼ変化がなかったという。これらの農地へ賀茂川の水を送るための幹線水路が現在の明神川と菖蒲園川(乙井川)であった⁴⁾。地形勾配から、明神川は岡本郷と中村郷の北部分へ、菖蒲園川は中村郷の南部分へ通水していたと考えられる(図-1)。

時代が下って1689(元禄2)年成立の『山城国愛宕郡下鴨境内』⁵⁾では、現在の菖蒲園川と考えられる「井手川筋」以南が賀茂御祖神社(以下下鴨神社と表記)領とされており、中世の中村郷のうち菖蒲園川以南、つまり菖蒲園川による灌漑範囲が下鴨神社領として再編されていたことが確認される。この社領再編により上賀茂神社領にとつての菖蒲園川への通水の必要性は失われ、明神川が唯一の灌漑用幹線水路として、菖蒲園川は余剰水の排水路として考えられるようになり、明治に至ったと推測される⁶⁾。

社家町は明神川と菖蒲園川という二つの幹線水路の中間部に形成されている。社家町内の水路網は、明神川を東へ流れる灌漑用水の一部を幾筋かに分けて南流させ、水を集落内へ行き渡らせた後、最終的には南の菖蒲園川へ合流するか、もしくは東の農地へ流入するように配置されている。集落内では農地利用される前の水を利用でき、かつ使用後の水を無駄にすることな

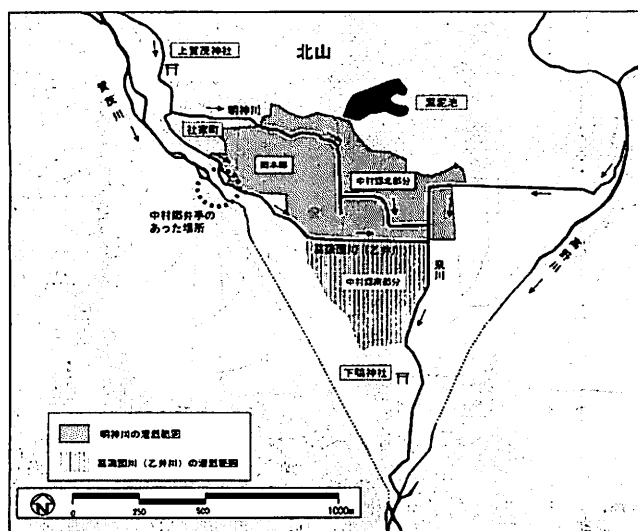


図-1 中世の上賀茂神社領岡本郷と中村郷への灌漑用水路
(須磨千類『賀茂六郷境内諸郷の復元的研究』内
「[1]宝徳三年岡本郷地からみ帳記載田地復元図」
「[4]宝徳三年中村郷地からみ帳記載田地復元図」を参照し
『明治22年仮製2万分の1地形図』上に筆者作成)

く農地あるいは菖蒲園川へ送るシステムが構築されていたことがわかる。

3. 明治以降の水路網と池の変遷の把握

(1) 調査方法

a) 既往研究・文献調査

社家の池を扱った文献や研究として、以下を参照した。

① 「社家について」⁷⁾ (1963 (昭和38) 年)

京都市立加茂川中学校生徒会出版『加茂川』13号に収録。
N-3宅、M-12宅、T-6宅が掲載されている。

② 『京都・民家の庭』⁸⁾ (1965 (昭和40) 年)

N-8宅、T-6宅、T-8宅の池庭の写真が掲載されている。

③ 『上賀茂町なみ調査報告』⁹⁾ (1978 (昭和53) 年)

伝統的建造物群保存対策事業として1977 (昭和52) 年に行われたヒアリングと実測調査の内容を収録している。多数の社家宅の敷地平面図が収録されており、当時の池の状態や過去の池の存在についても一部言及されている。

b) 地図・住宅地図の読み取り調査

地図の中には細かい水路網や池の所在が読み取れるものがあるため、それらを地図作成当時の状況を表す情報として採用した。また池の消失が土地の分譲あるいは土地所有者の変化に起因している敷地の場合、各年代の住宅地図の読み取りによりおよそその消失年代を特定した。用いた資料を以下に示す。

① 『壬申地券字引絵図』 (明治5~8年)

2002年に京都市立上賀茂小学校で発見された、上賀茂村を描いた字絵図である。晴池が消失していることや小学校の位置などから、明治初期の上賀茂村を描いたものと推測できる。敷地割と土地の所有者、水路などを読み取ることができる。大石¹⁰⁾はこれを明治5年から8年の間に作成された『壬申地券字引絵図』としており、本研究でも『壬申地券

字引絵図』と表記する。

② 『官有地籍図 上賀茂乙』 (京都府立総合資料館所蔵、明治18年)

描かれている社家町内の水路は、沢田川からの支流を除いて、全て①と同じである。ただし敷地割が描かれていないため、分析には主に①を用いた。

③ 『3000分の1都市計画地図』 (1922 (大正11) 年~1954 (昭和29) 年)

大正11年、昭和4、11、29年のものがある。社家町内の水路と池の一部が描かれている。昭和発行のものは大正11年のものを修正する形で作成されていると推測され、補助的に用いた。

④ 『京都市現況平面図』 (1985 (昭和60) 年)

社家町内の水路や道路側溝が500分の1の精度で描かれている。ただし民地内の池や水路については航空写真を元にしておき、描かれていない池が多数あるなど、実情と異なっている描写も多い。その場合はヒアリング調査で得られた情報を優先した。

⑤ 住宅地図 (1957 (昭和32) 年~2002 (平成14) 年)

土地所有者および敷地割の変化を読み取った。

c) 現在の住民へのヒアリング調査

a) と b) の内容を参照し、現在池がある、もしくは過去に池が存在した可能性のある敷地の住民および過去の社家町を詳しく知る住民に対し、訪問形式でヒアリング調査を行った。期間は2007年11月2日~2008年1月22日、期間中に確認できなかった点については、各対象者に随時追加調査を行った。

ヒアリング内容は主に、池の起源や改変の有無、改変があった場合にはその理由である。

(2) 水路網と池の状態の復元図作成プロセス

以上の各調査を通して得られた情報を以下のような手順で整理し、各年代の水路網と池の状態を推定した。

a) 水路網の復元図作成手順

明治期の水路網として『壬申地券字引絵図』と『官有地籍図』の内容を採用した。ただし当時の池の所在との兼ね合いから、これらに描かれていない水路が存在した可能性が考えられたため、それらを加えた。後年の水路については、先に作成した明治の水路網を調査で得られた情報を元に順次改変する形で整理し、復元図を作成した。

b) 池の復元図作成手順

各池の変遷については、各調査で得られた情報を以下のような手順で整理し、各年代の状況を把握した。

- ・文献や地図に池の存在が確認される場合は、その情報を採用した
- ・ヒアリング対象者やその家族が直接見知っている情報、または以前の住人や近隣の住人などから得られた確実性の高い情報は採用した
- ・ヒアリングや地図より情報の得られない箇所については、池の存在していた可能性が高い場合、上記と区別して示した。

表-1 明治以降の社家町内の各池の変遷

年代 西暦		明治 5-8 1870-75	明治 9-18 1876-1905	大正 11-12 1922	昭和 13-26 1938-1955	昭和 28-40 1953-1965	昭和 43-53 1968-1977	平成 6-15 1994-2003	現在 2008
場所		沼見池	官有地 池田園	都市計画 池田園	加茂川 十三号	京都・良家の 庭	町なみ 調査報告	京都府環境 早期調査	筆者らによる 調査
池殿町	I-1	歴数は120年ほどの歴史を持つ。戦後には既に池があった。						ザリガニが入ったため、e50年ごろに枯山水の庭に改修	
	I-2	北側						○	
	I-3	南側						○	e40年に既存の水樋を改造して新18年I-3宅の空き家化に伴い取水停止
	I-4	南側						○	歴数は徳川時代まで遡る(『加茂川』13号)
	I-5	○						○	n8年I-5宅の空き家化に伴い取水停止
	I-6	大正に先代が断絶したものと推測される。戦後には既に水を引いていなかった						○	歴数はm41年まで遡れ、池はそれより古い(『町なみ調査報告』)
	N-1	e60年以前に3軒の民家の敷地を用いて建設された邸にも断絶または改修されたものと推測されe50年代に南の池を改修						○	取水はポンプアップによる
	N-2	○						○	
	N-3	○						○	
	N-4	直前は旧状を保っており、生垣は明治末期まで遡れる(『調査報告』)						○	
中大路町	N-5	歴数は江戸末期のもの(『加茂川』13号)						○	e59年にマンションが建設され(住宅地図)池が埋められたと考えられる
	N-6	歴数は江戸末期のもの(『加茂川』13号)						○	e41年にマンション建設で池が埋められたと考えられる
	N-7	前住人がe5〜6に池を建設した						○	ボアウがわくため堀東一平成のはじめに取水停止
	N-8	数百年の歴史がある(『京都・良家の庭』)						○	
	N-9	近世以前の池で現在でも水を引き込んでいる(眞徳氏)						○	
	M-1	e16年に歴数が建設、池はそれ以前のものである(『町なみ調査報告』)						○	取水はポンプアップによる
	M-2	e40年頃風水上の屋敷で池を歴数の北から南に移設						○	
	M-3	歴数はe6年に建設された。直前にあまり手を加えられていない(『町なみ調査報告』)						○	
	M-4	先代が明治に家を購入、戦前に茶室建築のために北の池を埋めた						○	
	南大路町	M-5	近郊平野園と四坪の土地利用がe27年都市計画地図にも見られ、それ以前に池が断絶されたものと推測される。e40年には確實に池が存在した。n8年に水質悪化のため井戸水へ水量変更						○
M-6		e59〜62に土地の所有者が変化しており(住宅地図)その際に池が消滅したと推測される						○	
M-7		昭和初期に住み始めた頃に池が埋められた						○	e60年頃下水道整備に伴い井戸水へ水量変更
M-8		庭は明らかでないが、大正期、先代の頃までは遊ることができた						○	e60年頃下水道整備に伴い井戸水へ水量変更
M-9		e52年当時には池がなかったがその昔池があった(『町なみ調査報告』)						○	
M-10		e30年代初めに水道水により池を増設						○	h17より枯山水の庭に改造
M-11		情報が一途なく不明						○	
M-12		歴数は徳川中期のもの(『加茂川』)、歴数と寄置は池を明らかに重畳したものでもある						○	
M-13		○						○	
明神川北沿		M-14	南側						○
	M-15	北側						○	歴数は天保3年以前のものであり、歴数のつくりは池を明らかに重畳したものでもある
	M-16	庭のための池と伝えられており、e10年当時既に水がなかった						○	
	M-17	南側						○	歴数と池は天明2年に設けられた
	T-1	昭和末〜平成初めの御調書に十分なる水が入るなくなり、平成10年より穴のみに通水。しかし平成17年より完全に取水停止						○	
	T-2	ただし排水口の写真のみ						○	e55年に3戸に分譲された際に池が消失(住宅地図、補注氏)
	T-3	e60年ほど前まで確實に池があった						○	e11年都市計画図面上の池は現存中であるが、位置が異なる。60年くらい前には確實に池があった(補注氏)。いつから水が入っていないのかは定かでない
	T-4	ただし現在の池と位置が異なる						○	先代が戦前から住み始めた。大正くらいまでは遊れると推測される。戦後に池の取り入れ口を増設している
	T-5	近代以前に牧場畜舎の方が池を築いていたという逸話がある						○	
	T-6	歴数は江戸末期のもの(『加茂川』)、庭が江戸末期(『京都・良家の庭』)						○	e63年に11戸に分譲された際に池が消失(住宅地図、補注氏)
山本町	T-7	歴数は江戸末期のもの(『加茂川』)						○	n4年マンション建設に伴い池が消失(住宅地図、補注氏)
	T-8	江戸末制作庭(『京都・良家の庭』)						○	○
	Y-1	○						○	e6年現在の建物が建ちその際に池が消失したと推測される
	Y-2	かつて池があったが現在までに埋められた(津田氏)						○	
	Y-3	かつて池があったが現在までに埋められた(津田氏)						○	
	Y-4	大正東部にY-4宅の排水を利用して開削						○	Y-4宅売却に伴い取水停止
	F-1	南の池と隣りに消失したと推測される						○	
	F-2	Y-3宅が池を造成した大正東部には既に存在した						○	h12〜14の間に売却(住宅地図)
	F-3	過去の情報が不明						○	
	S-1	e60年ほど前には池があった(補注氏)						○	いつ埋められたのか定かでない ただし井戸水
御ヶ池内町	S-2	e44年に井戸水の増設を造成						○	消失の時期と経緯は不明
	S-3	手申寺手引結団上では墓地であったため、e65年〜e11年の間に断絶されたものと考えられる						○	

○ … 池の構造があったことが確認できる
 △ … 池の構造があり井戸または水道水を入れていたことが確認できる
 ▲ … 池の構造があるが水を入れていなかったことが確認できる
 × … 池の構造がなかったことが確認できる
 無印 … 池についての情報が確認できない
 ()内は情報提供者および資料文献・研究を示す
 付記に述べのないものは、それぞれの敷地の現在の住民から得られた情報である

— 池の構造があり水を入れていたことが確認できる
 — 池の構造はあったが水を入れていなかったまたは井戸など別の水を入れていたことが確認できる
 . — 池があったことを確認できないが存在した可能性がある

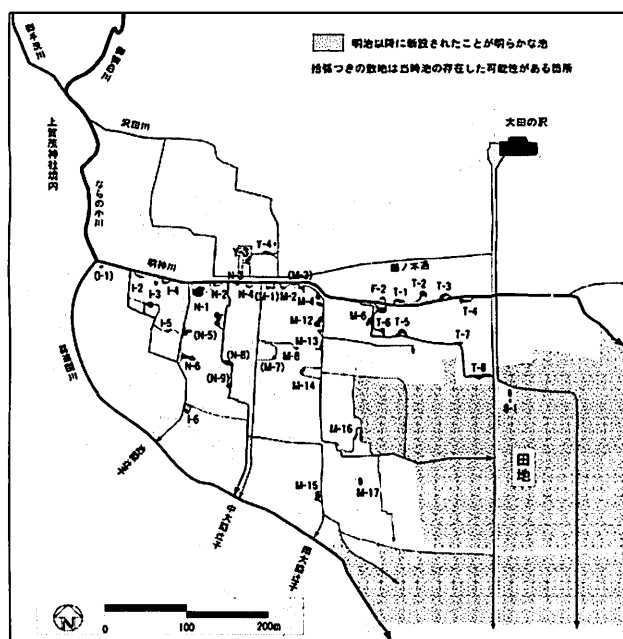


図-2 大正11年～末年の社家町の水路と池の様子
(筆者作成)

(3) 調査結果

以上の調査と分析を経て得られた各池に関する情報を、表-1に年表としてまとめた。また明治の池については確認の取れない箇所が多かったため、大正11年～大正末年の水路網と池の状態の復元図を図-2に、現在の水路網と池の状態図を図-3に示した。なお調査対象として取り上げた世帯数は48軒、池は54箇所である。

4. 明治以降の水路網と池の変遷に関する考察

(1) 池と水路網の起源と取水停止年代について

今回の調査では、社家町内で大正以降に新設された池が9箇所確認され、そのうちの7箇所は当初水路網の水を引き込んでいた。このことから、近代以降も各敷地で比較的自由に水を引き始めることができたことがうかがえる。今回の調査では起源を特定できなかった池も多数あり、明治期に新設されていた池が多数あった可能性も考えられる。近世以前の水路網の姿の推定には、慎重な検討が必要である。

また今回調査対象となった池のうち、過去に水路網から取水していた、あるいはその可能性が高い池が48箇所確認されたが、そのうちの半数が現在、池の構造が失われている状態または池に水がない枯れ池の状態である。それらのほとんどが、1977(昭和52)年に伝統的建造物群保存対策事業として社家町の現況調査が行われた後に、伝建地区以外のエリアで失われている。

(2) 大正末期の社家町における水路網と池の分布の特徴

大正11年～大正末年の水路網と池の状態の復元図からは、社家町内の水路と池のあり方にエリアごとの特色が見出された。以下では、それぞれのエリアの条件差が後の池の変遷や保存状態に与えた影響について考察する。

a) 南大路辻子以西の明神川南沿い(I-1～4, N-1～4, M-1～

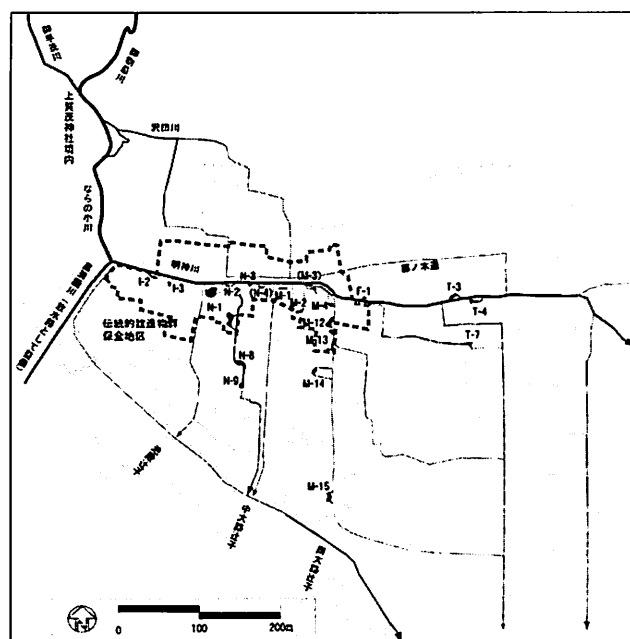


図-3 現在の社家町の水路と池の様子
(筆者作成)

4)

敷地に隣接する明神川から取水している。3箇所池の改変または消失が確認されたが、池の保存状態は他のエリアと比べて良い。これは、伝建地区に指定されているため敷地の分譲や開発が制限されていること、また明神川の水量は安定しているため水源に問題が見られないこと、また各池が個別に明神川から取水・排水を行っているためひとつの池の取水停止が周囲に影響を与えないことが理由として考えられる。

b) 南大路辻子以东の明神川沿い(M-5, F-1～2, T-1～5)

敷地に隣接する明神川から取水しているため水源の条件は南大路辻子以西と同じく良好であるが、伝建地区から外れているために敷地の分譲やマンション建設が進み、多くの敷地で池が消失している。

c) 中大路町内(N-1, 7～9)

この水路は現在上下水道局に管理されており、各敷地境界を通る開水路である。M-7の池以外は互いに連なっているが、水路の水量も安定しており、現在も3つの池で取水されている。

d) 南大路辻子沿い(M-12～15, 16)

南大路辻子西沿いも、現在比較的多くの池が残っているエリアである。南大路辻子沿いの水路は社家町東に隣接する農地への通水路も兼ねているため、明神川から分流する他の水路に比べて流量が豊富であり、農繁期には優先的に水が送られているなど、水源の条件は良い。また各池が個別に水路から取水・排水を行っている。

ただしこの水路は現在道路側溝として扱われており蓋がされているため、周囲の住人が自主的に水の入りを管理調節することができなくなっている。また20年ほど前に水路深が深く整備しなおされ、M-16宅の前で分離されていた流れが一つに繋がれたことにより、M-16宅への導水路に水が入りにくくなってしまい、池の取水停止につながった。なお水路が繋がる以

前は、M-15 宅へは中大路町内の水路の水が通されていた。

e) 竹ヶ鼻町南部 (M-6, T-5~8)

明神川から分かれ農地へ至る水路から取水しており、M-6, T-5, 6 の各池は水路から個別に水を取っているが、T-7 および T-8 は水路に連なる形で池を形成している。『壬申地券字引絵図』では 2 つの水路であったものが大正 11 年までにひとつにまとめられた水路である。周辺が開発され、現在は T-7 宅への通水のみが行われている。

f) 池殿町南西部, 池殿辻子沿い, 中大路辻子沿い (I-2 南側, I-3 南側, I-5, N-5, 6, I-6, M-7, 8)

明神川の水を I-2 宅西の水路から分流し、その水を引き込んでいる。この水路は上記 3 軒の池のみに通水している。I-5 宅のみが独立した形であるが、同宅が空き家になった際に水路の取水を停止することで 3 軒が合意したという。

池殿辻子沿いの水路と中大路辻子沿いの水路は『壬申地券字引絵図』に描かれておらず、明治以降に新設された可能性も考えられる。M-7, 8 宅はかつて中大路辻子沿いの水路から分流した水路から取水していたが、中大路辻子沿いの水路深が深く整備しなおされてしまったために、南大路辻子沿いの M-16 宅同様に水が引き込めなくなってしまったという。N-5, 6 宅はマンション建設に伴い池が消失した。

これらの水路は現在失われているかもしれないがほとんど流れていない状態であり、その水を引き込む池も見られない。

g) 明神川北山本町 (Y-3, 4)

社家町の水路網のほとんどは明神川以南に広がっているため、藤ノ木通以北には沢田川 (旧晴池¹⁰⁾) の下流にあたる水路もしくは大田の沢の下流にあたる水路しかない。従って、藤ノ木通以北の社家宅には基本的に水路の水を引き込んだ池を設けられていないが、Y-3 宅および Y-4 宅には水路の水を水源とする池が存在した。Y-3 宅は Y-4 宅の排水を引き込んでつくられていたため、Y-4 宅への通水がなくなると池の維持が難しくなり、消失に至った。

5. おわりに

本研究で解明された社家町の水環境の変遷史はまだ一部に過ぎず、不明な点も多く残されたが、得られた成果のうち重要な点を以下にまとめる。

- ・ 社家町内にこれまでに存在した池を、54箇所確認した。このうち水路の水を過去に引き込んでいたことが明らかな池は48箇所であり、その半数が現在取水を停止、もしくは既に消失していた
- ・ 社家町で水路の水を引き込んでいた池のうち、明治以降に新設されたことが明らかな池が7箇所発見され、明治以降も各敷地で比較的自由に池を新設し、水を引き始めることができたことが明らかになった
- ・ 池の変遷にはエリアごとに異なる傾向が見られた。伝建地区外では開発により池が消失するケースが多かった。また明神川や中大路町内の水路、南大路辻子沿いの水路

のように流量が豊富な水路沿いでは、現在も水路から取水を継続している池が多くみられた。反対に流量が少ない水路から取水している池、もしくは他の敷地の池から直接水を引き込んでいる池では、取水や排水に問題が生じ取水を停止した箇所が多くみられた

また、ヒアリング調査からは、池の持ち主が必ずしも水の引き込みや池の維持に対して積極的でない面もうかがえた。その背景には、昭和30年代以降の水路の水質の悪化¹¹⁾のほか、社家様式の邸宅における本来の池の利用目的が現代的な生活のニーズに合致しないことが理由としてあるようである。伝統的な社家様式の邸宅における池の位置づけについては、今後の研究課題としたい。

謝辞：本研究の実施に当たり、上賀茂社家町にお住まいの方々には、ヒアリング調査や古地図閲覧・解読の際に多大なるご支援をいただいた。記して謝意を表します。

参考文献および補注

- 1) 京都市都市計画局：『上賀茂町なみ調査報告』, p.2, 1978
- 2) 清水三男：『山城国上賀茂社境内六郷』, 『清水三男著作集2日本中世の村落』, 校倉書房, 1974
- 3) 須磨千頼：『賀茂別雷神社境内諸郷の復元的研究』, 法政大学出版局, 2001
- 4) 須磨によると、菖蒲園川は中世当時「乙井川」の名で記されていたという
- 5) 財団法人紅の森顕彰会：『鴨社古絵図展』, p.55, 1885
- 6) 『賀茂川筋井手絵図』や『蓼倉郷用水図』によると、社領再編以後下鴨社領となった旧中村郷南部への灌漑用水は、明神川からの分流ではなく菖蒲園川中程に設けられた中村郷井手 (下鴨替水) から取水されており、菖蒲園川が上賀茂神社領の灌漑用水系統から分離されていたことがわかる
- 7) 京都市立加茂川中学校社会科クラブ著：「社家について」, 『加茂川』, 13号, 京都市立加茂川中学校生徒会, pp.10-27, 1963
- 8) 京都新聞社編：『京都・民家の庭』, 鹿島研究所出版会, 1965
- 9) 前掲：『上賀茂町なみ調査報告』
- 10) 大石和男：「明治地租改正期の上賀茂における社家と農家 (その1)」, 『賀茂文化』, 第4号, p64-65, 賀茂文化研究会, 2007
- 11) 上賀茂神社境内にはかつて神宮寺がおかれ、その中に晴池と呼ばれた池があった。沢田川はかつてその晴池に水を送るための水路であったと考えられるが、神宮寺の移転に伴い池も埋められた。
- 12) 明神川の水質悪化と美化活動の展開については、勝矢淳雄「上賀茂明神川における美化保全活動の課題と今後の課題」(『京都産業大学国土利用開発研究所紀要』第22号, 2001) に詳しい。